

国立大学法人室蘭工業大学 中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 受動的学修から、能動的学修へと教育の重点を移すため、初年次から能動的学修を動機づける授業を配置し、高学年次まで能動的学修が繰り返されるように教育プログラムを設計・実施する。【1】
- ①-2 専門教育とそれを支える教養教育の関係が明確なカリキュラムへ再構築するために、すでに実施した学士課程自己評価の結果を基にした学部組織の再編を行う。【2】
- ②-1 学士課程の改組再編を行い、学士課程及び大学院博士課程を接続して一貫した人材育成が可能なカリキュラムを編成する。【3】
- ③-1 大学院博士前期課程教育においては、自己の専門性を深めるとともに、自己の専門以外の周辺分野も俯瞰できる素養を身につけるカリキュラムを編成する。【4】
- ④-1 大学院博士後期課程教育においては、大学間及び産学間の教育研究ネットワークを量と質の両面で発展させ、インターンシップを含めて学外との交流事業に参加させるプログラムを新たに実施する。【5】
- ⑤-1 学士課程では、国際コミュニケーション能力を向上させるため、TOEIC のスコア等を用いて学生の外国語学力段階を把握し、その結果を教育へフィードバックするシステムを確立する。【6】
- ⑤-2 大学院博士前期課程では、国際的な技術理解や表現能力育成のため、プレゼンテーションや PBL (Problem Based Learning : 問題解決型授業) の要素を含む関係授業科目の内容と実施体制を検討し、その結果を教育へフィードバックするシステムを確立する。【7】
- ⑤-3 大学院博士後期課程では、グローバルに活躍できる人材を育成するために、国内外の企業・大学等と協働した実学的なプログラムを実施する。【8】

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 学士課程及び大学院博士課程のカリキュラムを実効的に実施するために、授業担当教員等の教育スタッフを、教育負担が平準化するようにカリキュラム内容等の実績に対応して配置する。【9】
- ①-2 学士課程及び大学院博士課程の各コースについて、経営評価指標各種アンケート結果等を通じて得た社会の多様な要求を満たすように、学生数を配置する。【10】
- ②-1 学士課程においては、北海道地区の国立大学との双方向遠隔授業システムを用いた教養教育連携を推進し、受講者数等を拡大する。また、道内大学・高等専門学校と地域活性化に向けた講義を遠隔授業システムにより展開する。【11】
- ②-2 大学院博士前期課程においては、相互にカリキュラムの補完と高度化を図るため、他大学・産業界との連携教育プログラムを実施する。【12】
- ③-1 多くの授業に、学生の能動的取組を明示的に取り込むために、アクティブラーニングを推進する全学的な組織の下で必要な仕組み・設備を明らかにし、導入する。

【13】

- ③-2 学生が自身の学修達成状況を容易に把握できるようにするとともに、自己学習を着実に進めるため、電子ポートフォリオなど ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) を利用した学習支援システムを拡充・整備する。【14】
- ④-1 学士課程においては、教育の質保証の観点から、JABEE(日本技術者認定機構)プログラムに代表される各分野の国際的技術者教育の水準を満たすための教育プログラムを引き続き整備・維持する。【15】
- ④-2 教育内容・条件の改善のために、各学科・コースにおける事例を収集し、全学的に共有して継続的な FD (Faculty Development : 教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称) 活動等に利用するとともに、各種教育アンケート結果等を速やかに検討・反映させる仕組みを整備する。また、講演会以外の企画も実施することで FD 活動への参加数を全専任教員の 8 割以上まで増加させる。

【16】

- ④-3 カリキュラム等に産業界の声を反映させるために、大学院博士後期課程に設置している「アドバイザーボード」の活動を学士課程及び大学院博士課程全体へと発展させる。【17】

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①-1 学科コースごとに電子ポートフォリオ等により各学生の学修状況を把握するとともに、1 年次～3 年次学生へは年 2 回以上チューター教員が面談するなどの修学指導を実施する。【18】
- ①-2 学生が個人やグループで自主的な学習に利用できるスペースを、現状の 1.25 倍程度まで整備・充実する。【19】
- ①-3 「キャリア・サポート・センター」と学科・専攻の活動状況の情報を常に一元化する仕組みをつくり、連携した取組を実施する。【20】
- ②-1 修学を継続できるような全学的な支援体制を整え、自身の障がいや経済的理由等により修学困難な学生への支援策を実施する。【21】
- ②-2 講習会等を実施して各学科チューター教員や各種相談室員をはじめとする教職員のスキルアップと意識改善を図るとともに、カウンセリング体制を強化することで学生のメンタルヘルスケアを進める。【22】

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- ①-1 課題解決能力、主体性・倫理観等を育む学士課程での修学に必要な基礎学力・教養と、修学の基盤となる思考力・主体性・表現力を有する学生を受け入れるために、アドミッションポリシーを再策定するとともに、入学者選抜方法改善につながる情報・データを絶えず収集し分析する。これにより、学力の三要素を多面的・総合的に評価するアドミッションオフィス入試をはじめとする新しい入学者選抜方法を、平成 31 年度までに構築する。【23】
- ②-1 大学院博士前期課程での修学に必要な素養を見極め、大学院への進学を促進するために、在学生の修学状況の分析等を通して絶えず入学者選抜方法について検討し、

改善する。【24】

- ②-2 学士課程及び大学院博士課程を通じた一貫人材育成カリキュラムに対応する入学者選抜システムについて、その時期や選抜基準を検討し、設定する。【25】
- ③-1 課題の発見とその解決のために必要な幅広い知識とアプローチの柔軟性を見極めるために、在学生の修学状況の分析等を通して絶えず入学者選抜方法について検討し、改善する。【26】
- ③-2 ロールモデルを提示するなどして、大学院博士前期課程学生が後期課程へ進学しやすい環境を整備する。【27】

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 国際水準の成果を達成するために、航空宇宙機システム及び環境・エネルギー材料を重点研究分野に設定し、この分野に係る教員一人当たりの論文数及び論文引用数、分野に係る獲得外部資金について前中期目標期間の平均に比べて20%以上増加させるとともに、関連の外国人研究者を招へいして共同研究を推進し研究拠点を形成する。【28】
- ①-2 競争的な研究環境を用意して新たな重点分野研究を見出し、これを育成する。【29】
- ②-1 研究計画と構成員の研究業績の評価によって各ユニットを支援し、その成果の評価結果を次年度に配分する研究費に反映させるサイクルにより基盤研究を推進する。【30】
- ②-2 基盤研究の枠組みを越えて個人又はグループが提案する学内公募研究の中から、将来性及び特長性の観点から採択したプロジェクト研究を支援する。【31】
- ③-1 論文発表、獲得外部資金、取得特許等の研究業績を把握する教員評価法を常に改善し、研究業績を公表する。【32】
- ③-2 論文及び科学研究費助成事業等の研究業績に関する評価基準を明示し、教員の研究力と研究の質を高める。【33】
- ③-3 教員データベースとリポジトリとの接続性を高めて、研究成果コンテンツの公開を進める。【34】

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 研究に関する企画戦略計画に基づいて、研究ユニット、センター等へ重点配置率30%の範囲で研究者を配置し、重点分野・基盤研究を推進する。【35】
- ①-2 若手研究者数の拡大及び研究ユニット内における競争原理による優秀教員育成を進めるとともに、40歳未満の教員数割合を25%に高め、研究活動を活性化する。【36】
- ①-3 研究スペースの一元的な管理を継続し、研究環境の計画的な改修を進めるとともに、研究施設・設備に関するマスタープランを毎年度見直し、計画的整備を行う。【37】
- ②-1 産官学連携により高度な研究を推進するため、学内組織の再編等により研究の戦略的企画立案を行う体制を「社会連携統括本部」の機能を発展させ、平成29年度までに再構築する。【38】

- ②-2 知的財産を含む学内の研究情報を集中管理し、常にこれを更新する。【39】
- ②-3 若手研究者の海外派遣件数及び海外研究者の受入件数を前中期目標期間の平均に比べて20%以上増加させ、海外研究機関等との交流を活性化させる。【40】
- ③-1 信頼性の高いデータベースからのデータ自動取得機能を独自開発システムに加えて、教員評価の仕組みを充実させる。【41】
- ③-2 研究に関する外部評価を実施し、評価結果を研究の活性化と質の向上に反映させる。【42】

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- ①-1 教員の研究シーズデータを更新し、オンライン化するなど地域の産業界ニーズに即応して提供できる仕組みを常に改善する。【43】
- ①-2 人口減少や、産業振興・雇用創出、若い世代を中心とした定住促進等、地域が抱える課題の解決に積極的に関与するため、自治体等が主催する会議等へ本学教職員の参画数を前中期目標期間の平均に比べて10%以上増加させる。【44】
- ①-3 地域の特性や資源を利用した研究を行って地域産業の創出につなげるため、地域企業との共同・受託研究獲得額を前中期目標期間の平均に比べて10%以上増加させる。【45】
- ②-1 学部授業に地域特性を学ぶ科目や地域インターンシップ科目等を開設し、地域企業へのインターンシップ派遣数を前中期目標期間の平均に比べて10%以上増加させるなどして、学生の地域志向を高めるとともに、学部卒業者の地域就職率を平成26年度に比べて10%以上増やす。【46】
- ②-2 近隣地域での就業体験や、学生ボランティア活動を推進するため、ボランティア活動等の情報を一元化し、マッチングや周知を行えるようボランティア活動等に係る全学的な支援体制を構築する。【47】
- ③-1 小中高生に対する理工系分野の啓発活動事業や、社会人の学びに配慮した地域に開かれた公開講座・講習等の開催件数を前中期目標期間の平均に比べて10%以上増加させる。また、地元をはじめとする企業の研究員等を受入れ、社会人の大学院博士後期課程での修学を、経済的な面や研究指導時間設定の融通性からも積極的に支援する。【48】

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 留学生・研究者の海外からの受け入れと海外への派遣を拡大するために、学年暦検討や大学間ネットワークの構築等の環境づくりを進める。【49】
- ①-2 大学院博士前期課程において、複数学位制度を視野に入れたプログラムを検討、実施するために英語コースを複数の専攻コースで創設し、学部においても英語による講義を5科目以上開講する。【50】
- ①-3 留学生受入5% (150人) を達成するような留学生宿舍等の環境整備を行う。【51】
- ①-4 留学派遣2% (60人) を達成するような派遣留学及び海外研修、語学研修等の短

期派遣支援制度の整備を行う。【52】

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1 学長のリーダーシップの下で機動的な組織運営を行うため、平成27年度に設置した「企画戦略会議」を総括し学長補佐体制として組織した「学長室」の機能を強化するとともに、大学運営に関する諸活動の情報収集・分析する組織を構築して戦略的運営を遂行する。【53】
- ①-2 教育、研究、社会貢献、国際交流等の各分野について重点とすべき業務等を精選し、人材、資金、スペース等の学内資源の重点配分を行う。【54】
- ①-3 PDCA サイクルを基本として各種業務を遂行できるように恒常的に組織運営の改善を行う。【55】
- ①-4 年俸制及びクロスアポイントメント制度を整備して多様性を考慮した教員の人事計画を年度ごとに策定し、採用計画ごとに求める教育力、研究力等の基準を設定して、基準を満足する教員を学内外から確保する。【56】
- ①-5 教員及び職員評価システムの継続的改善を行い、評価結果によって教職員の処遇に反映させる。【57】
- ①-6 教員の組織化を進め、研究グループの業績評価に基づいて予算配分を行う。【58】
- ①-7 経営協議会等における学外有識者の意見を活用し、運営改善プランを作成するとともにその実施状況を検証し、大学運営に反映させる。【59】
- ①-8 ライフイベント期にある女性が働きやすい環境改善を行い、男女共同参画を継続的に推進するとともに、女性の管理職登用を計画的に推進する。【60】

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ①-1 すでに実施した学士課程自己評価の結果を基に博士前期課程との整合性を考慮して学士課程の改組再編を行う。【61】
- ①-2 社会が求める理工系人材育成のために、学士課程と大学院博士課程を通じて系統的に育成する課程を編成する。【62】
- ①-3 評価に基づいて、研究センターのあり方を恒常的に見直し、センターの設立、統廃合を機動的に行い、重点研究を発展させる。【63】

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 変化する大学業務に即応できる事務組織を実現するため、企画立案部門の強化や事務運営の改善と効率化に資する質と量の分析を行い、大学事務の見直し・改善を行う。【64】
- ①-2 北海道地区の国立大学との事務の共同実施や業務のアウトソーシング化を推進する。【65】

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ①-1 競争的研究費の確保に向けた迅速かつ的確な情報収集、分析や地域等の産学官金との連携強化により、寄附金、共同研究、受託研究等の外部研究資金の獲得増加につなげる。【66】

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ①-1 経費の抑制のために、各種業務の予算配分を財務データに基づいて行い、進捗状況からこれを補正し、結果分析により次の予算を策定する。【67】
- ①-2 北海道地区の国立大学との共同調達の推進、エネルギー消費の抑制、契約方法等の見直しにより、一般管理費比率を前中期目標期間に対して5%抑制する。【68】

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1 余裕資金のうち、短期運用資金については北海道地区国立大学法人の資金運用の共同化（Jファンド）を利用し、寄附金等の長期運用資金については金融機関等から常に情報収集し、最適な条件で運用を維持する。【69】
- ①-2 教育研究設備・機器、公用車等の共同利用可能な資産の効率的な使用を図るため、ネットワークを活用した検索・予約システムを作成するなどの共同利用を促進する体制を整備する。【70】
- ①-3 学外利用が可能な学内施設等の情報をホームページ等で公開し、利用しやすい体制を整備する。【71】

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実にに関する目標を達成するための措置

- ①-1 教育、研究、社会貢献等の大学運営全般の評価結果をPDCAシステムの中に適用し、各業務の改善を実施する。【72】

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ①-1 利用者の立場に立った情報発信等を行う仕組みを整備して、教育・研究、社会貢献、大学運営に関する活動方針・活動状況、評価結果等の情報をホームページの充実を図るなど、積極的に公開する。【73】

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 大学を取り巻く状況や社会及び施設需要の変化を踏まえてキャンパスマスタープランを不断に検証・改善し、同プランに沿った省エネルギー等の環境に配慮した教育研究施設・設備を充実させる。【74】
- ①-2 施設の点検・評価を継続的に実施し、必要な財源確保を含めた戦略的な施設マネジメントに基づく弾力的・効率的なスペース利用を進める。【75】

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①-1 労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、安全マニュアル等の点検や安全教育の実施により、安全衛生管理体制の改善・充実を進める。【76】
- ①-2 本学危機管理ガイドラインの日常的点検や情報セキュリティを維持・強化し、リスク管理を充実させる。【77】

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 法令及び学内規則等の遵守のための仕組みを常に点検するとともに、監事と監査室及び会計監査人による定例会議の実施や内部監査体制の充実を図るなど、監事のサポート部門を強化して効率的な監事監査に必要な体制を整備し、これを維持する。【78】
- ①-2 基本情報の適切な管理を行うとともに、情報セキュリティの徹底と改善を進める。【79】
- ②-1 研究活動の不正行為の防止及び研究費の不正使用の防止のために、関係教職員等全員を対象に継続的に倫理教育等を実施し、未受講者及び成績不良者に対して研究活動の制限等を行う。【80】

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

653,604千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

無

IX 剰余金の使途

○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
基幹・環境整備（暖房設備等） 小規模改修	総額 222	施設整備費補助金（90） 長期借入金（0） （独）大学改革支援・学位授与

		機構施設費交付金 (132)
--	--	----------------

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成28年度以降は、平成27年度同額として試算している。
 なお、各事業年度の施設整備費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

方針

- (1) 年俸制及びクロスアポイントメント制度を整備して多様性を考慮した教員の人事計画を年度ごとに策定し、採用計画ごとに求める教育力、研究力等の基準を設定して、基準を満足する教員を学内外から確保する。
- (2) 若手研究者数の拡大及び研究ユニット内における競争原理による優秀教員育成を進めるとともに、40歳未満の教員数割合を25%に高め、研究活動を活性化する。
- (3) 事務職員等の採用は、北海道地区国立大学法人等職員採用試験を活用することを原則とし、必要に応じ特殊な職種については独自選考を行うとともに、適正な配置を確保するため、他大学との人事交流や内部人材の登用を積極的に進める。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 17,335百万円(退職手当は除く。)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

無

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務償 還額
長期借入金 償還金 (民間金融 機関)	10	10	10	10	10	11	61	159	220

(注) 金額については、見込であり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

無

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ① サークル活動施設整備費の一部
 - ② その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度～平成33年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	15,404
施設整備費補助金	90
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	132
自己収入	12,345
授業料及び入学料検定料収入	11,915
財産処分収入	—
雑収入	430
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,843
長期借入金収入	—
計	29,814
支出	
業務費	27,749
教育研究経費	27,749
施設整備費	222
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,843
長期借入金償還金	—
計	29,814

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額17,335百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、「国立大学法人室蘭工業大学役員の給与、退職手当、紀律、旅費に関する規則」、「国立大学法人室蘭工業大学職員の退職手当に関する規則」及び「国立大学法人室蘭工業大学年俸制適用職員給与規則適用職員の退職手当の特例に関する規則」に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 学長裁量経費。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成 28 年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入 (入学定員超過分等)、授業料収入 (収容定員超過分等) 及び雑収入。平成 28 年度予算額を基準とし、第 3 期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定。

$$A (y) = D (y) + E (y) + F (y) - G (y)$$

$$(1) D (y) = D (y - 1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E (y) = \{E (y - 1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S (y) \pm T (y) + U (y)$$

$$(3) F (y) = F (y)$$

$$(4) G (y) = G (y)$$

-
- D (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。
- E (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。
- F (y) : 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
- G (y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。
- S (y) : 政策課題等対応補正額。
新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
- T (y) : 教育研究組織調整額。
学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
- U (y) : 教育等施設基盤調整額。
施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特異要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

.....

H (y) : 特異要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 機能強化促進係数。△ 0.9%とする。
第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。
物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成 29 年度以降は平成 28 年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 28 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「教育研究組織調整額」及び「教育等施設基盤調整額」については、0 として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成 29 年度以降は、平成 28 年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成28年度～平成33年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	29,592
經常費用	29,592
業務費	26,670
教育研究経費	6,980
受託研究費等	1,371
役員人件費	394
教員人件費	12,873
職員人件費	5,052
一般管理費	1,550
財務費用	—
雑損	—
減価償却費	1,372
臨時損失	—
収入の部	29,592
經常収益	29,592
運営費交付金収益	15,245
授業料収益	8,961
入学金収益	1,504
検定料収益	260
受託研究等収益	1,371
寄附金収益	449
財務収益	14
雑益	416
資産見返負債戻入	1,372
臨時利益	—
純利益	—
総利益	—

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成28年度～平成33年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	30,383
業務活動による支出	28,221
投資活動による支出	1,594
財務活動による支出	—
次期中期目標期間への繰越金	568
資金収入	30,383
業務活動による収入	29,593
運営費交付金による収入	15,404
授業料及び入学金検定料による収入	11,915
受託研究等収入	1,371
寄附金収入	472
その他の収入	431
投資活動による収入	222
施設費による収入	222
その他の収入	—
財務活動による収入	—
前期中期目標期間よりの繰越金	568

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。

別表（収容定員）

学部	工学部	2,480人	
研究科	工学研究科	493人	
		うち博士前期課程	448人
		うち博士後期課程	45人